

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、中京大学（以下「本学」という。）が保有する個人情報の取扱いに関する基本事項を定め、個人情報の収集、管理及び利用に関する大学の責務を明らかにすることにより、個人のプライバシーの保護に資することを目的とする。

(対象)

第2条 個人情報保護の対象は、次に掲げる者とする。

- (1) 学生等（科目等履修生及び研究生を含む。）
- (2) 卒業生
- (3) 志願者
- (4) 教職員等（契約及び臨時教職員を含む。）
- (5) 学外者を対象とした各種講座参加者等
- (6) 学外者を対象とした各種相談会参加者等
- (7) 中京大学における人を対象とする研究に関する倫理規程第2条第2号に規定する研究対象者
- (8) 前各号以外の者で第4条に規定する委員会が認めた者

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 本学が業務上取得し、又は作成した生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ① 氏名等当該情報自体で特定の個人を識別することができるもの
 - ② 当該情報自体からは特定の個人を識別することができなくても、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの
 - ③ 個人識別符号（ゲノム情報や指紋認証情報のように身体の一部の特徴を電子計算機用に変換した符号、カードその他の書類等（旅券、運転免許証等）に対象者ごとに異なるものとなるように記載された公的な符号のうち、個人情報保護法施行令（平成15年12月政令第507号。以下「政令」という。）で定めるものをいう。）が含まれるもの
- (2) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪による被害の事実

その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特段の配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(3) 本人 個人情報によって識別される特定個人をいう。

(4) 記録文書 本学において保有している個人情報を記録した文書、写真、電子情報、電子媒体等をいう。

第2章 個人情報保護委員会

(個人情報保護委員会の設置)

第4条 この規程の目的を達成するため、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の権限)

第5条 委員会は、次に掲げる権限を有する。

(1) 個人情報保護に関する重要事項を審議し、決定すること。

(2) 学部長、研究科長、教育院長、教育機構長中京大学学則第30条に規定する研究機関の長及び各部署の部長（以下「所属長」という。）に対し審議上必要な資料の提出を求め、又は意見の聴取を行うこと。

(3) 審議結果に基づき、所属長に対して、助言、指導又は勧告を行うこと。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 学長が指名する副学長

(2) 学長が指名する学長補佐 1人

(3) 人を対象とする研究に関する倫理審査委員会委員長

(4) 情報センター長

(5) 学事局長

(6) 総務部長

(7) 人事部長

(8) 教学部長

(9) 学生支援部長

2 委員は、委員会で知り得た個人情報の内容を他人に漏らしてはならない。委員退任後も同様とする。

(委員長)

第7条 委員会の委員長は、副学長とする。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議決は、出席委員の過半数の同意をもって行う。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 前3項に定めるほか、委員会の運営に関する事項は、委員会においてその都度定める。

(所管)

第9条 委員会の業務は、学術情報システム部情報システム課が行う。

第3章 個人情報の収集、利用及び提供

(収集制限)

第10条 個人情報を収集するときは、利用目的を明確にし、その目的達成に必要な最小限度の範囲で収集しなければならない。

2 個人情報を収集するときは、適正かつ公正な手段により、次のいずれかに該当するときは除き、直接本人から収集しなければならない。なお、第三者から個人情報を取得する場合には、提供元の法の遵守状況を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定するとともに、実際に個人情報を取得する際には、取得経緯を示す書面の点検等合理的な方法により当該個人情報の取得方法等が適法に取得されたことを確認しなければならない。

(1) 法令の定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 委員会が業務遂行上、正当な理由があると認めたとき。

(第三者からの取得に係る記録の作成等)

第11条 第三者から個人情報を取得する場合、次に掲げる事項に関する記録を所定の様式に基づき作成しなければならない。ただし、すでに記録されている事項と内容が同一のものについては、当該事項の記録を省略することができる。

(1) 本人の同意を得ていること。

(2) 前条に掲げる確認事項

(3) 当該個人情報によって識別される本人の氏名

(4) 当該個人情報の項目

2 前項の記録は、第三者から個人情報を取得した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、個人情報を第三者に継続的に又は反復して取得するときは、一括して作成することができる。

3 第3項の記録は、次の各号に応じて保存しなければならない。

(1) 前項に基づき一括して記録を作成した場合 最後に個人情報を取得した日から起算して3年を経過する日まで

(2) 前号以外の場合 当該記録を作成した日から3年間

(要配慮個人情報の収集)

第12条 要配慮個人情報は、合理的な理由がない限り収集しないように努めるものとする。特に、思想、信条及び宗教に関する個人情報は、いかなる理由があろうともこれを収集してはならない。

2 やむを得ず要配慮個人情報を収集するときは、次のいずれかに該当するときは除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

- (1) 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体等により公開されているとき。
- (2) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得するとき。
- (3) 法令の定めがあるとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急的必要があるとき。
- (5) 国、地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(利用及び第三者への提供の制限)

第13条 個人情報を収集した目的以外のために利用又は第三者へ提供してはならない。また、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令の定めがあるとき。
- (2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急的必要があるとき。
- (3) 国、地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (5) その他委員会が正当と認めたとき。

(外国の第三者への提供)

第14条 本学は、次のいずれかに該当する場合に限り、個人情報を外国の第三者へ提供することができる。

- (1) 外国の第三者へ提供することについて、あらかじめ本人の同意を得ていること。
- (2) 本学と外国の第三者との間で当該第三者における個人情報の取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
- (3) 外国の第三者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

(第三者への提供に係る記録の作成等)

第15条 個人情報を第三者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等を除く。）へ提供したとき（次条の共同利用及び第17条の業務の学外委託に該当する場合を除く。）には、次に掲げる事項に関する記録を所定の様式に基づき作成しなければならない。ただし、すでに記録されている事項と内容が同一のものについては、当該事項の記録を省略することができる。

- (1) 本人の同意を得ていること。
- (2) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足る情報（不特定かつ多数の者に提供したときはその旨）
- (3) 当該個人情報によって識別される本人の氏名
- (4) 当該個人情報の項目

2 前項の記録は、個人情報を第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、個人情報を第三者に継続的に又は反復して提供したときは、一括して作成することができる。

3 第1項の記録は、次の各号に応じて保存しなければならない。

(1) 前項に基づき一括して記録を作成した場合 最後に個人情報の提供を行った日から起算して3年を経過する日まで

(2) 前号以外の場合 当該記録を作成した日から3年間

4 所属長は、委員会から要請があったときは、第1項に規定する記録を委員会に提出しなければならない。

(共同利用)

第16条 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合には、当該特定の者に個人情報を提供することができる。この場合、共同して利用する者への個人情報提供は、第三者への提供には当たらない。

2 前項の場合において、次に掲げる事項を、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知りうる状態に置かなければならない。

(1) 個人情報を共同利用する旨

(2) 共同利用する個人データの項目

(3) 共同利用する者の範囲

(4) 共同利用する者の利用目的

(5) 共同利用する個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

(業務の学外委託)

第17条 個人情報を取り扱う業務を学外に委託するときは、所属長は、委託業者との間で個人情報の保護に関する契約（以下「委託業者との契約」という。）を締結しなければならない。この場合、委託先への個人情報提供は、第13条の第三者への提供には当たらない。

2 委託業者との契約を締結するに当たっては、所属長は、当該委託業者の個人情報保護体制が本学と同等であることを確認するため、委託業者の個人情報保護体制、個人情報保護に関する規程等を確認するとともに、個人情報を取り扱う場所等についても確認しなければならない。

3 所属長は、委員会から要請があったときには、第1項に規定する契約書の写しを委員会に提出しなければならない。

4 所属長は、委託先に対する監督責任を負わなければならない。

5 委託先からの再委託は、原則として禁止する。

(収集及び利用の届出)

第18条 所属長は、個人情報を収集及び利用する場合、委員会から要請があったときには、次に掲げる事項について、委員会に届け出なければならない。

(1) 個人情報の名称

(2) 個人情報の利用目的

- (3) 個人情報の収集の対象者
 - (4) 個人情報の収集方法
 - (5) 個人情報の記録項目
 - (6) 個人情報の記録の形態
 - (7) その他委員会が必要と認めた事項
- (目的外利用及び提供の届出)

第19条 所属長は、個人情報を収集した目的以外のために利用又は提供したときは、速やかに委員会に届け出なければならない。

第4章 個人情報の管理

(責務)

第20条 所属長は、個人情報を収集し、保管し、又は利用するに当たっては、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

- 2 所属長は、本人からの開示・訂正の請求に関し、適正に処理しなければならない。
- 3 所属長は、個人情報の取扱いに関し、委員会の助言、指導又は勧告があったときは、速やかに是正その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 所属長は、個人情報の保護を図るために必要な「個人情報管理台帳」を文書化して、委員会に提出しなければならない。
- 5 教職員又は教職員であった者は、業務上知り得た個人情報の内容を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(個人情報管理者)

第21条 所属長は、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報管理者を置かなければならない。なお、学部、研究科、教育院、教育機構及び研究機関の個人情報管理者の兼任は、妨げない。

(適正管理)

第22条 個人情報管理者は、記録文書の安全保護及び正確性の維持のため、次に掲げる事項について、適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、き損、破壊その他の事故の防止
- (2) 改ざん及び漏えいの防止
- (3) 個人情報の正確性及び最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報の速やかな廃棄又は消去

(情報システムにおける個人情報管理)

第23条 本学の情報システムの管理・運用に係るシステム管理者は、個人情報を取り扱うときは、当該個人情報に係る個人情報管理者と協議しなければならない。

- 2 前項のシステム管理者は、個人情報への不当なアクセスや個人情報の流出等の危険に対して、技術面において必要な安全対策を講ずるよう努めなければならない。

(個人情報保護に関する監査の実施)

第24条 内部監査室は、本学における個人情報保護がこの規程に基づいて適切に行われているか否かについて、監査を実施しなければならない。

第5章 個人情報の開示及び訂正

(自己に関する個人情報の開示)

第25条 本人は、自己に関する個人情報及び第15条に規定する記録について、当該個人情報を保有する所属長（以下「関係所属長」という。）に対して、開示の請求をすることができる。

2 前項に規定する請求は、本人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した文書を関係所属長に提出することにより行う。

- (1) 所属及び氏名
- (2) 個人情報の名称及び記録項目
- (3) 請求の理由
- (4) その他委員会が必要と認めた事項

3 関係所属長は、前項の規定により開示の請求があったときは、これを開示しなければならない。ただし、関係所属長がその個人情報を本人に知らせないことが明らかに正当であると判断するときは、その個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。この場合、関係所属長はその理由を文書により本人に通知しなければならない。

4 開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、開示請求者から必要経費等を徴収することができる。

(自己に関する個人情報の訂正又は削除)

第26条 自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認めたときは、前条第2項に定める手続に準じて、関係所属長に対し、その訂正又は削除を請求することができる。

2 関係所属長は、前項の規定に基づき、本人から訂正又は削除の請求を受けたときは、速やかに調査の上、必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。

3 関係所属長は、訂正又は削除に応じないときは、その理由を文書により本人に通知しなければならない。

(自己に関する個人情報の利用停止又は消去)

第27条 本人は、本学が保有する自己に関する個人情報の収集又は利用に関して、この規程に違反し、又は個人の権利若しくは正当な利益が害されるおそれがある場合は、第25条第2項に規定する手続に準じて、関係所属長に対し、その利用停止又は消去を請求することができる。

2 関係所属長は、前項の規定に基づき、本人から利用停止又は消去の請求を受けたときは、速やかに調査の上、必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。

3 関係所属長は、利用停止又は消去に応じないときは、その理由を文書により本人に通知しなければならない。

(不服の申立て)

第28条 自己の個人情報に関し、前3条に規定する請求に基づいてなされた措置に不服がある者は、本人であることを明らかにして、委員会に対し、不服の申立てを行うことができる。

2 前項の不服の申立ては、本人が次に掲げる事項を記載した文書を委員会に対し提出することにより行う。

(1) 所属及び氏名

(2) 不服の申立て事項

(3) 不服の申立て理由

(4) その他委員会が必要と認めた事項

3 委員会は、前項の規定により不服の申立てを受けたときは、速やかに審議、決定し、その結果を文書により申立人に通知しなければならない。

4 委員会は、必要があると認めるときには、申立人又は関係所属長に対し意見の聴取を行うことができる。

第6章 改廃手続

(規程の改廃)

第29条 この規程の改廃は、委員会の発議により、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年1月18日から施行する。